

平成26年度三六協定締結時間数等について

信越管内の郵便局における平成26年度の三六協定の締結時間数等については、次のとおりとする。

1 三六協定締結時間数の目安時間

地方段階で双方指導する目安時間等については、本社・本部で整理した平成26年度の目安時間に基づき、次のとおりとする。

① 一般協定（目安時間）

| | 1日 | 2か月 | | | 2週間※2 | | 年間の時間数※1 |
|--------|-----|------------|----------|------------|-------|----|----------|
| | | 時間数※1 | 非番日 | 休日※4 | 時間数※1 | 休日 | |
| 4・5月 | 4H | 81H | 2回 | 3日 (2日) | 35H | 1日 | 360H |
| 6・7月 | | | | | | | |
| 8・9月 | | | | | | | |
| 10・11月 | | | | | | | |
| 12・1月 | | 109H ※3 | 3回 ※3 | 4日(2日) | | | |
| 2・3月 | 81H | 2回 | 3日(2日) | | | | |

※1 時間数には非番日労働を含む。
 ※2 2週間を一定期間とする協定の締結は、支店統合局に限定し、「自動車を運転する業務」に従事する社員にのみ適用する。
 ※3 12・1月期の最高時間数及び非番日労働回数は支店統合局に限定。支店統合局以外は12・1月期以外と同内容とする。
 ※4 支店統合局のみ休日労働可能日数は3日(12・1月期は4日)とし、支店統合局以外は2日とする。

② 特別条項（目安時間）

| | 1日 | 2か月 | | | 2週間 | | 年間の時間数※1 |
|--------|------|--------|-----|----|-------|----|----------|
| | | 時間数※1 | 非番日 | 休日 | 時間数※1 | 休日 | |
| 4・5月 | 5H | 141H | — | — | 40H | — | 480H |
| 6・7月 | | | | | | | |
| 8・9月 | | | | | | | |
| 10・11月 | | | | | | | |
| 12・1月 | | 169H※2 | | | | | |
| 2・3月 | 141H | | | | | | |

※1 時間数には非番日労働を含む。
 ※2 12・1月期の最高時間数(169H)は支店統合局に限定し、それ以外の局は141Hとする。

支店統合局の旧郵便局会社の業務に従事する社員については、平成25年度と同様、原則、以下の運用時間に記載の最高時間数等の範囲内で勤務時間管理を行う。

《三六協定(一般協定)の2か月の最高時間数等》

| | 締結時間 | 運用時間 |
|--------------------|-------|------|
| 最高時間数(12・1月期に限る) | 109時間 | 81時間 |
| 非番日労働回数(12・1月期に限る) | 3回 | 2回 |
| 休日労働日数 | 4日 | 2日 |

2 時間外労働又は休日労働させる必要のある具体的事由等

別記のとおり

3 三六協定締結時期

平成26年度三六協定の締結時期については次のとおりとする。

3月6日（木）～3月中旬：支部窓口交渉等

3月中旬～3月24日（月）：三六協定締結

1 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由

(1) 一般協定項目

- ① 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- ② 営業上必要なとき
- ③ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- ④ 会社のシステム、施設等の障害等により業務を処理するため必要なとき
- ⑤ 輸送機関の遅延により業務を処理するため必要なとき
- ⑥ 災害等のため臨時の必要あるとき
- ⑦ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- ⑧ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ⑨ 各種会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合に必要なとき
- ⑩ その他緊急に処理する業務のため必要なとき

(2) 特別条項項目

- ① 重大事故の発生に伴う調査等
- ② 選挙関係郵便物の処理
- ③ システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業
- ④ 犯罪等に関するコンプライアンス室等又は警察との対応
- ⑤ 災害発生時の「非常取扱」の実施その他必要な対応
- ⑥ お客さま対応（管理社員又は非組合員の社員が対応可能な場合を除く。）
- ⑦ 業務上の交通事故に伴う現場検証その他の対応
- ⑧ 重度の交通障害
- ⑨ 感染症流行時の業務運行確保
- ⑩ 特定の期間に集中する事務繁忙
- ⑪ 夏期繁忙、年末年始繁忙及び年度末繁忙に伴う対応

○夏期繁忙に伴う対応は6～9月期及び1年協定に限る。
 ○年末年始業務運行確保は、12・1月期及び1年協定に限る。
 ○年度末業務に伴う対応は、2・3月期及び1年協定に限る。

平成26年度のCTM6導入・かんぽwebオンラインシステムのサービス開始対応に伴い、やむを得ず、特別条項を適用する場合は、以下の内容に留意の上、対応。

平成26年度は、特別条項項目のうち「システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業」には、CTM6導入・かんぽwebオンラインシステムのサービス開始対応を含めて適用することとする。

1 留意点

可能な郵便局においては、中勤の勤務指定を活用することにより、できるだけ正規の勤務時間内で作業し、長時間の時間外労働に及ばないよう留意。

ただし、要員事情、サービス等により、勤務指定を工夫することでは対応できない郵便局もあることが想定され、また、勤務指定を工夫することを計画している郵便局でも、突発的な事象により、特別条項適用による時間外労働により対応せざるを得ないことを想定しているもの。

※ 「突発的な事象」として想定されるのは、現金不具合などによる本設置作業の遅れ、本設置作業の不具合、担当社員の欠務など。

2 三六協定締結時の対応

本件につき、必要な場合には特別条項適用の対象としたいことを三六協定締結時に説明して締結することとし、可能な郵便局については、上記(ア)に沿って、勤務指定の工夫など、時間外労働が長時間に及ばない対策を説明。

CTM6本設置スケジュールが通知されている場合は、会社側から組合側に説明。

2 業務の種類

共通事務、郵便、窓口業務、渉外業務、自動車を運転する業務

三六協定の特別条項適用事例集

【特別条項適用可否に関する基本的考え方】

長時間の時間外労働は、社員の健康保持の観点から、また、高コスト労働であることから、できるだけ避けるよう努めなければならず、仮に業務の必要により時間外労働を行う場合でも必要最小限のものとし、極力通常の三六協定の締結時間数の範囲内で行わなければなりません。

したがって、特別条項適用の検討に当たっては、安易に適用せず、例外中の例外の事例についてやむを得ず適用するものであることに留意する必要があります。

具体的には、当該繁忙が、①三六協定締結時に予想できなかった繁忙であるか、②予想できていたとすれば、（使用者としての通常の業務管理能力で）予想した繁忙を超えるものであるか、そして、③臨時的な繁忙であるかということです。

なお、仮に、これらに該当する繁忙であっても、要員措置を行う、勤務指定の変更を行う、管理社員等・非組合員で対応する等の措置により対処が可能な場合は、特別条項を適用することはできません。

1 郵便業務関係

(1) 郵便事故処理関係

| 【事 例】 | 【考え方】 |
|--|---|
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 以下の事例のうち監査室、コンプライアンス室、支社（以下「コンプライアンス室等」という。）又は警察官署に届け出るほどの重大事故は適用可能とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便物の放棄、隠匿事件発生後の当該郵便物の配達を要する場合 ・ 郵便物が誤送されたことにより生じる正常結末のための輸送対応 ・ 郵便事故発生（誤配・誤還付・誤送付・亡失・不適合（書留数など））に伴う調査等の対応 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 郵便物をお客さまへ個別に配達する必要がある場合 * 配達担当者の交通事故により配達応援が生じた場合 | <ul style="list-style-type: none"> * 郵便事故の発生に伴い調査等を行う場合において、コンプライアンス室等に報告する場合や警察官署に届け出る必要がある場合は、当初予想することができない新たな繁忙要素が加わることになり、かつ一時的な事象でもあることから特別条項の適用を可能とします。 <p style="margin-left: 20px;">郵便事故の発生に伴う調査等を行う場合であっても、上記以外の事案については、通常の業務繁忙の範囲内で処理することが可能であり、特別条項を適用することはできません。</p> * 軽微な郵便事故処理については、通常の繁忙であり、適用不可とします。 |

| (2) 郵便物集荷、引受及び配達関係 | |
|--|---|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 三六協定締結時点で予想されない選挙繁忙 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 三六協定締結時点で予定されていた選挙繁忙 * 祝日休配日の翌日の想定した以上の郵便物の配達対応 * 大口利用者からの集荷要請に時間指定がなされた場合 * お客さまからの突発的な集荷要請の対応 * お客さまからの大量な郵便物の差出しに伴う結束処理対応 | <ul style="list-style-type: none"> * 予め情報を収集し、必要な措置を講ずるべきものであって、適用不可とします。 <p>なお、三六協定締結時に告示日が明確でなかった選挙（衆議院の解散総選挙及び地方公共団体の議会の解散に伴う選挙等）のように当初想定していなかった選挙による繁忙であれば、適用可能です。</p> |

| (3) 区分機関係 | |
|---|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用を要しない事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 新型区分機が故障により、全く作動せず、内務作業に時間を要し、配達時間が確保できない場合 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 新型区分機の紙づまり等の軽微な故障により、手区分作業が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> * 大規模な故障であり、労基法33条1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するときは、同条の規定に従い労基署へ届出を行ってください。 * 軽微な故障については、通常の繁忙であり、適用不可とします。 |

2 銀行・生命保険代理業務関係

| (1) 現金不適合関係 | |
|--|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 日締処理における現金不適合に伴う事務対応のうち、重大なものでコンプライアンス室等又は警察官署に通報する必要がある場合 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 日締処理における現金不適合に伴う事務（上記以外の場合） | <ul style="list-style-type: none"> * 現金不適合に伴う事務対応のうち、コンプライアンス室等に報告する場合や警察官署に届け出る必要がある場合は、当初予想することができない新たな繁忙要素が加わることになり、かつ一時的な事象でもあることから特別条項の適用を可能とします。 <p>現金不適合に伴う事務対応であっても、上記以外の事案については、社員が一定の</p> |

| | |
|--|---|
| | 発生リスクを意識して事務処理を行っていることを鑑み、事前にある程度想定可能な業務繁忙と判断されることから、特別条項を適用することはできません。 |
|--|---|

| | |
|---|---|
| (2) 事故処理関係 | |
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <p>* 国庫金・公金受け入れにかかる誤処理に伴う事故処理等のうち、コンプライアンス室等、警察官署又は関係官署に届け出るほどの重大事故への場合</p> <p><適用不可とする事例></p> <p>* 国庫金・公金受け入れにかかる誤処理に伴う事故処理等を行う場合(上記以外の場合)</p> <p><適用不可とする事例></p> <p>* 貯金・保険の証拠書類の不備のために、夜間お客さま宅を訪問し、必要な手続を行う場合</p> | <p>* 国庫金・公金受け入れにかかる誤処理に伴う事故処理等のうち、コンプライアンス室等に報告する場合や警察官署又は関係官署に届け出る必要がある場合は、当初予想することができない新たな繁忙要素が加わることになり、かつ一時的な事象でもあることから特別条項の適用を可能とします。</p> <p>国庫金・公金受け入れにかかる誤処理に伴う事故処理等であっても、上記以外の事案については、社員が一定の発生リスクを意識して事務処理を行っていることを鑑み、事前にある程度想定可能な業務繁忙と判断されることから、特別条項を適用することはできません。</p> <p>* 証拠書類の不備事項を補正するために、お客さま宅を訪問することは、管理社員や非組合員の社員（以下「管理社員等」と総称します。）で対応することが可能であり、特別条項を適用することはできません。ただし、管理社員等が局長のみの郵便局において、当該局長が出張等で不在の場合は除きます。</p> |

| | |
|--|---|
| (3) その他 | |
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用不可とする事例></p> <p>* 集中満期時の事務処理</p> | <p>* 集中満期時の事務については、あらかじめ時期及び業務量を予想することができ、計画的な事務処理も可能であることから、特別条項を適用することはできません。</p> |

3 各業務に共通する事項

| (1) システム関係 | |
|---|---|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <p>* 自局のみの窓口端末機等郵便局機器類及び各種システムの故障・障害に伴う復旧作業</p> | <p>* 窓口端末機等郵便局機器類及び各種システムの故障・障害に伴う復旧作業については、事前に予想することができない新たな繁忙要素が加わることになり、かつ一時的な事象でもあることから特別条項の適用を可能とします。</p> |
| <p><適用可能とする事例></p> <p>* 窓口端末機等への最新ソフトのインストール作業時の不具合への対応</p> | <p>* 窓口端末機等への最新ソフトのインストール作業時の不具合への対応については、事前に予想することができない新たな繁忙要素が加わることになり、かつ一時的な事象でもあることから特別条項の適用を可能とします。</p> |
| <p><適用を要しない事例></p> <p>* 幅広い地域で窓口端末機やATMの障害等が発生し、手作業等によるお客さま対応が発生した場合</p> | <p>* システム障害の範囲が大規模であり、周辺地域全体に及ぶ場合において、労働基準法第33条第1項に定める「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するときは、同条の規定に従い労働基準監督署へ届出を行うことにより、三六協定の範囲とは別に時間外労働を行わせることができます。</p> |
| <p><適用不可とする事例></p> <p>* 自局のみの端末機障害及びシステム障害に伴い遅延する業務で、翌日又は管理社員等による対応が可能な場合</p> | <p>* システム障害等、事前に予測することができない新たな繁忙要素が加わる事象であっても、翌日に処理することが可能であったり、管理社員等が対応することが可能であったりする場合は、特別条項を適用することはできません。</p> |

| (2) 交通関係 | |
|---|---|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 交通事故処理に伴う現場検証や立会いへの対応（交通事故処理担当者、交通事故当事者） * 夜間に発生した交通事故の事後処理（現場検証の立会い） <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 自動車のパンク又は脱輪事故等の場合で、復旧作業後、すぐに帰局しようとしたが三六協定（一般条項）の範囲を超えてしまったとき * 自動車（二輪、四輪等）の故障又はパンク等が生じたため、故障等の現場に代替車を輸送するとともに、当該故障車等を郵便局に輸送する場合等の対応 <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 突発の原因により発生した交通渋滞により、業務に支障をきたした場合 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 労働災害処理に伴う対応（労働災害当事者） | <ul style="list-style-type: none"> * 交通事故の発生に伴い、現場検証等第三者と対応する場合で、勤務時間規程に定める特別休暇（証人、鑑定人、参考人等として官公署等への出頭）又は病気休暇（労働災害）の付与対象とはならないときは、特別条項の適用を可能とします。 * 自動車の故障やパンク等のために復旧作業を行った場合で、復旧後直ちに帰局したにもかかわらず、一般条項の範囲を超えてしまったときには、特別条項の適用を可能とします。 * 通常の見込みをはるかに超える渋滞の場合で、帰局するために最善の努力を行ったにもかかわらず、一般条項の範囲を超えてしまったときには特別条項の適用を可能とします。 |

| (3) 犯罪関係 | |
|--|---|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 部外者犯罪等に対する、警察官署やコンプライアンス室との対応 * 銀行・生命保険代理業務にかかる犯罪又は非違行為発生時の捜査等の緊急対応を要する場合 * 犯罪捜査に協力するための警察官署の事情聴取により通常の協定時間をオーバーした場合 * ヘルメット等の盗難に遭い、捜索していた場合 * 搾取された郵便物が、河川等に捨てられ | <p>犯罪による第三者との対応を要する現場検証、立会い又は事情聴取の場合で、勤務時間規程に定める特別休暇（証人、鑑定人、参考人等として出頭）の付与対象とならない場合は、適用可能とします。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>ているのを発見し、回収等にあっていた場合</p> | |
|-----------------------------|--|

| (4) 災害関係 | |
|--|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 風水害の翌日以降の郵便物の配達対応 * 火災、台風、地震等のため道路封鎖となった地域の復旧後の対応を要する場合 <p><適用を要しない事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 大雪等による配達遅延（運送便の遅延を含む） * 悪天候（大雪、大雨、台風等）により運送便の到着が大幅に遅延した場合、また、通常の集配作業が困難な場合（徒歩対応等） * 災害に伴う局舎及び局外施設の復旧に伴う作業 * 離島における船便欠航等による1号便不着（午後に到着等）に伴う郵便物の配達 | <ul style="list-style-type: none"> * 左記<適用を要しない事例>のような非常災害を原因とする事象については、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するときは、同条の規定に従い労働基準監督署へ届出を行うことにより、三六協定の範囲とは別に時間外労働を行わせることができます。 <p>なお、上記に該当する場合において、被災状態から復旧した後の必要な対応について、一般条項の範囲を超えて時間外労働を命ずる必要がある場合は、特別条項の適用を可能とします。</p> |

| (5) 苦情・申告関係 | |
|--|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * お客さま対応等に時間を要し、途中で打ち切りができない場合 * 超勤終了間際のお客さまからの照会への対応に時間を要した場合 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 申告対応時、お客さまに納得いただけない等で長時間に及んだ場合（ただし、途中から管理社員が対応できる状況にあった場合） * 苦情・申告対応のため夜間にお客さま宅へ謝罪に行く場合 | <ul style="list-style-type: none"> * お客さまからの苦情等の対応においては、その対応のために一般条項の範囲を超える時間外労働が必要と予想できる場合は、あらかじめ管理社員等に引き継いだり、勤務指定の変更を行ったりして対応する必要があります。 <p>従って、管理社員等が不在で引き続きお客さま対応をせざるを得ない場合や管理社員等と同席して行ったお客さま対応がやむを得ない理由により一般条項の範囲を超えてしまった場合を除き、特別条項を適用することはできません。</p> |

| (6) 要員関係 | |
|---|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <適用可能とする事例> * 感染症流行時の業務運行確保 <適用不可とする事例> * 欠務（突発欠務を含む。）に伴う対応 * 急病により業務を続けることが困難となった社員の担当業務支援 | * 感染症流行時の業務運行確保については、他局等からの応援を行っても通常の三六協定の範囲内で対応できない場合に限り、特別条項の適用を可能とします。 * 突発欠務等を原因とする繁忙に対しては、担務の変更等により対処し、適用不可とします。 |

| (7) 営業関係 | |
|---|---|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <適用不可とする事例> * 営業で、お客さまの都合により夜間に向向く場合 * 夏期販売増収対策 * 臨時出張所の開設に伴う販売品準備作業 | * 営業活動は、日常的に行っている業務であるとともに、事前に計画を立てて取り組むべき点から判断しても、臨時的な繁忙とは言えず、特別条項を適用することはできません。 |

| (8) 訓練・研修関係 | |
|--|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <適用不可能とする事例> * 通区訓練による配達応援 * 新しい機器類の操作訓練 * 新規施策等の業研が集中した場合の事前準備 | * 訓練・研修については、計画的に実施でき、要員措置を行うことができるものであることから、適用することはできません。 |

| (9) 施設・設備関係 | |
|---|---|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用を要しない事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 電力会社の事故等により長時間の停電となったため、事務処理が完了できない場合 * 通信業者の事故等により電話及び通信ネットワークが長時間不通となったため、事務処理が完了できない場合 * 局施設損壊等による郵便物等の保護 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 停電を伴うため夜間帯に電気工事（ATM等）を行う必要がある場合 * 局舎修繕等の業者対応（立会い）が長引いた場合 * 局舎施設にかかる設備の故障・不具合に伴い事務処理が完了できない場合 | <ul style="list-style-type: none"> * 非常災害や公共機関の事故等を原因とする施設又は設備の障害については、労働基準法第33条第1項に定める「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的必要がある場合」に該当するときは、同条の規定に従い労働基準監督署へ届出を行うことにより、三六協定の範囲とは別に時間外労働を行わせることができます。 * 公共機関の事故等を原因とする施設又は設備の障害であっても、一般条項の範囲を超えるような業者対応（立会い）については、当然として管理社員等が対応すべきであり、特別条項の適用は認められません。ただし、管理社員等が局長のみの郵便局において、当該局長が不在の場合は除きます。 * 局舎施設にかかる設備の故障又は不具合によって事務処理を完了できない場合において、一般条項の範囲を超えて時間外労働を行う必要があるときは、当然として管理社員等が対応すべきであり、特別条項の適用は認められません。ただし、管理社員等が局長のみの郵便局において、当該局長が出張等で不在の場合は除きます。 |

| (10) 監査・検査関係 | |
|--|--|
| 【事 例】 | 【考え方】 |
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 定期的実施する切手検査における不都合に伴う事務対応のうちコンプライアンス室等・警察官署に届け出るほどの重大事故 <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 検査・監査・考査の事前準備又は事後処理 * 金融庁検査が入った場合に生じる業務対応 | <ul style="list-style-type: none"> * 通常の監査・検査については、一般条項の時間数の範囲内で行うべきものです。なお、コンプライアンス室に報告を要する重大な遺漏の発見や警察官署に届け出るほどの犯罪が発覚した場合の対処は、通常の業務繁忙を超える繁忙を伴い、また、一時的なものであるため適用可能です。 |

(11) その他の事例

| 【事 例】 | 【考え方】 |
|---|--|
| <p><適用可能とする事例></p> <ul style="list-style-type: none">* 年末年始業務運行確保に関する業務（旧支店統合局及び郵便専門局に限る。）* 年度末業務等一定の時期に集中する繁忙* 夏期業務運行確保に関する業務（旧支店統合局及び郵便専門局に限る。）* 感染症流行時の業務運行確保* 以下の事例のうちコンプライアンス室等又は警察官署に届け出るほどの重大事故 <p>① 顧客情報等の重要書類及び重要式紙亡失に伴う対応</p> <p>② 業務用鍵類の忘失等に伴う調査等</p> <p><適用不可とする事例></p> <ul style="list-style-type: none">* 式典や各種イベント等の開催準備* 人事異動に伴う事務処理* お客さま資料の整備* 5月の物数調査及び月末の報告事務 | <ul style="list-style-type: none">* 通常の繁忙事例については、適用できません。○ 年末年始業務運行確保は、1年及び12月・1月期の協定に限り、年度末業務は、1年及び2月・3月期の協定に限り、夏期業務運行確保は1年及び6月～9月の協定に限り適用可能とします。 ただし、「年末年始業務運行確保」、「夏期業務運行確保」及び「年度末業務等一定の時期に集中する繁忙」について、2か月及び1年について適用する場合は、単に当該期間中の業務であることだけでは適用することはできません。要員事情、郵便物・ゆうパックの取扱増、業務輻輳など、想定される事情により安易に適用するのではなく、特別条項の適用が真に必要な場合に冒頭の基本的な考え方に基づき適切に適用します。適用する際には、三六協定の適用手続のとおり、締結当事者に十分説明します。○ また、感染症流行時の業務運行確保は、他部署（部・班・集配センター等）からの応援を行っても通常の三六協定の範囲内で対応できない場合に限り適用可能とします。○ なお、コンプライアンス室等に報告を要するものや警察官署に届け出るほどの重大事故発生への対処は、通常の業務繁忙を超える繁忙を伴い、また、一時的なものであるため適用可能です。 <ul style="list-style-type: none">* いずれも定例の繁忙であり、適用不可とします。 |

平成26年度三六協定について

平成26年度三六協定の締結時間数については、平成25年度の状況を勘案しつつ、勤務時間管理の徹底、勤務時間の弾力運用（中勤の活用）、業務改善、特定の社員への時間外労働の偏りの是正等を図ることにより、以下の時間数を目安として締結することとする。

1 締結期間及び締結時期

次の各期間について、平成26年度分を3月末までに締結することとしたい。

(1) 1年間を一定期間とする協定

平成26年4月1日～平成27年3月31日

(2) 2か月間を一定期間とする協定

「4月・5月」、「6月・7月」、「8月・9月」、「10月・11月」、
「12月・1月」及び「2月・3月」の各2か月

2 締結する内容

(1) 1年間を一定期間とする協定

- ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
- イ 業務の種類
- ウ 労働者の数
- エ 1年間の最高時間数
- オ 特別条項
- カ 時間外労働が1年360時間を超過した場合の割増賃金率

(2) 2か月間を一定期間とする協定

- ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由
- イ 業務の種類
- ウ 労働者の数
- エ 1日の最高時間数
- オ 2か月の最高時間数
- カ 非番日労働日数
- キ 休日労働日数
- ク 特別条項
- ケ 時間外労働が2か月81時間を超過した場合の割増賃金率

※ 2か月間を一定期間とする協定について、非番日における労働時間数は、2か月の最高時間に含めてカウントする。

3 目安時間等

(1) 一般協定の協定内容

- ア 1日の最高時間数
4時間
- イ 2か月の最高時間数
81時間（非番日労働時間数を含む。）
- ウ 2か月の非番日労働回数
2日
- エ 2か月の休日労働回数
2日
- オ 1年間の最高時間数
360時間（非番日労働時間数を含む。）

(2) 特別条項の協定内容

- ア 1日の最高時間数
5時間
- イ 2か月の最高時間数
120時間（非番日労働時間数を含む。）
- ウ 2か月間の特別条項を適用する回数
3回
- エ 1年間の最高時間数
480時間（非番日労働時間数を含む。）

※ 休日労働回数は目安として示さない。

オ 適用する際の手続き

過半数労組（過半数労組がない場合は「社員代表者」）に事前通知

※ 平成26年度の「三六協定の特別条項適用事例集」については、平成25年度と同内容を基本とし、三六協定締結の際、過半数労働組合（過半数労働組合がない場合は「社員代表」）に手交する。

4 想定スケジュール

- (1) 平成26年3月上旬～中旬 指示文書発出後、店舗等で支部交渉を開始
- (2) 平成26年3月中旬～末 協定締結完了、労働基準監督署への届出

【参考】

1 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由

① 一般協定項目

現在（25年度）

- 1 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- 2 営業上必要なとき
- 3 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- 4 機械若しくは施設等の障害等により業務遂行上必要なとき
- 5 災害等のため臨時の必要あるとき
- 6 人員の繰り合わせ上必要なとき
- 7 担当業務の性格上代替者がいないとき
- 8 各種の会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合に必要なとき
- 9 その他急速に処理する業務のため必要なとき



26年度

同様

② 特別条項項目

現在（25年度）

- 1 事故処理
- 2 機器・システム障害対応
- 3 犯罪対応
- 4 災害対応
- 5 重大な顧客対応
- 6 重度の交通障害
- 7 感染症流行時の業務運行確保



26年度

同様

2 業務の種類

現在（25年度）

- ・総務
- ・エリア統括（エリア本部に限る。）
- ・業務
- ・監査（本社に限る。）



26年度

同様

3 延長することができる時間数、休日等

～営業所（エリア本部における統括機能を除く。）及び地域センターの協定の目安時間～

① 一般協定（目安時間）

現在（25年度）

| | 1日 | 2か月 | | 年間 時間数 ※2 |
|--------|----|--------------------------|----|-----------------|
| | | 時間数 (非番日労働を含む。) ※1 | 休日 | |
| 4・5月 | 4H | 81H | 2日 | 360H |
| 6・7月 | 4H | 81H | 2日 | |
| 8・9月 | 4H | 81H | 2日 | |
| 10・11月 | 4H | 81H | 2日 | |
| 12・1月 | 4H | 81H | 2日 | |
| 2・3月 | 4H | 81H | 2日 | |

26年度

| |
|----|
| 同様 |
|----|

※1 非番日労働回数は2か月間で2回以内とする。

※2 年間時間数には非番日労働時間数を含む。

(参考) 厚生労働省の告示による一定期間の限度時間 2か月81時間 1年360時間

② 特別条項（目安時間）

現在（25年度）

| | 1日 | 2か月 | | 年間 時間数 ※2 |
|--------|----|--------------------|----------|-----------------|
| | | 時間数 (非番労働日を含む。) | 休日 ※1 | |
| 4・5月 | 5H | 120H | — | 480H |
| 6・7月 | 5H | 120H | — | |
| 8・9月 | 5H | 120H | — | |
| 10・11月 | 5H | 120H | — | |
| 12・1月 | 5H | 120H | — | |
| 2・3月 | 5H | 120H | — | |

26年度

| |
|----|
| 同様 |
|----|

※1 休日労働回数は目安としては示さない。

※2 年間時間数には非番日労働を含む。

4 特別条項の適用について

① 2か月の特別条項を適用する回数

3回

② 特別条項を適用する際の手続き

過半数労組（過半数労組がない場合は「社員代表」）に事前通知する。

なお、三六協定締結の際、過半数労組支部（過半数労組がない場合は社員代表）に、「三六協定の特別条項適用事例集」を手交。

5 割増賃金率について

時間外労働の時間数が2か月81時間、1年360時間を超えた場合の割増賃金率は、いずれも3割とする。

賃金の一部控除に関する協定

〇〇郵便局長と〇〇労働組合〇〇支部長〇〇〇〇（又は、〇〇社員代表〇〇〇〇）は、労働基準法第 24 条の規定に基づく賃金の一部控除に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 別紙記載の郵便局長（又は〇〇郵便局長）は、次の各号に掲げるものを社員に支給される賃金から控除することができる。

- (1) 弁償金及び返納金
- (2) 郵政福祉の掛金等
- (3) 団体取扱いの保険料及び預入金
- (4) 勤労者財産形成の預入金等
- (5) 労働金庫の貸付弁済金
- (6) 職域生活協同組織の共済掛金等及び組合費
- (7) 社宅の使用料及び駐車場の使用料
- (8) 従業員持株会への拠出金
- (9) （その他当該事業場において協定当事者間の交渉により定めたもの）

第 2 条 この協定は平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

〇〇郵便局長 〇〇 〇〇印

〇〇労働組合〇〇支部長 〇〇 〇〇印

（又は社員代表 〇〇郵便局〇〇部 役職 〇〇 〇〇印）